

“市民自治”の街づくりを勝ち取ろう！

上原求償裁判結審

明和高層マンション問題から派生した上原元国立市長への求償訴訟。

東京地裁では、「景観保持という自身が掲げる政治理念に基づいて行ったもの」で、この理念は「民意の裏付けが」があり「違法性の高いものであったと認めることはできない」と上原さんの市民と共に行動をした正当性を全面的に認めて全面勝訴。

しかし国立佐藤市長は高裁に控訴。9/10に結審し12月22日14時～、812法廷で判決となります。

国立佐藤市長は一審では「国立市議会の放棄議決よりも首長の判断の方が権限がある」と主張していたが、2015年5月の新しい議会で「求償を求める議決」がされると、「これをもって民意」と主張する論理的身勝手さで論理展開（上原さんの弁）。

上原さんと弁護団はこれに対して、地方自治法96条の権利放棄は第三者の権利義務に係るものであり、第三者の期待権からすると議員の改選のたびに变化しては法的安定性を保てない。それ故①議会が一度決めれば撤回できない②首長は議決をすぐ執行すべき③首長は違うと思ったら速やかに再議決を行使すべきと、議会の議決と首長の権利義務の関係を明らかにし、控訴人の主張を否定しました。

上原さんのこの訴訟は、首長と市民との関係、首長と議会の議決との関係、市民自治の政治のありようを根源的などころで問う重要な裁判です。

今、安倍政治と言う、民衆の声を無視する政治（オール沖縄で辺野古の新基地建設に反対しているのに埋立て工事を強行、国民の60%が反対する特定秘密保護法を強行採決し、そして憲法違反・憲法クーデターの閣議決定と戦争法案を強行的に通してしまう）が行われている時、“地域から市民一人一人が街づくりでも自治の政治を実現すること”と、“戦争法廃止にむけ市民の声を国の政治のあり様にどう実現していくか”が最も肝要な課題と思われまます。

上原裁判の完全勝利にむけて、市民一人一人が自づからの責任で主体的に声をあげていきましょう。

